

電子届出のご案内

インターネットで届出書を提出できます。
是非ご利用ください。

- 化学物質管理促進法の排出・移動量の届出
- 埼玉県生活環境保全条例の取扱量の報告

電子届出はこんなに便利です。

- ・届出書の作成や修正が簡単です。
- ・記載漏れ・記載ミスが減ります。
- ・届出書への押印が不要です。
- ・土日も含め 24 時間申請が可能です。



埼玉県マスコット
「さいたまっち」



埼玉県マスコット
「コバトン」

電子届出の手順

化学物質管理促進法

PRTR 制度
(第一種指定化学物質排出量・移動量の届出)

1. 準備

- ①事前届出 (書面)
電子情報処理組織使用届出書を郵送 (P 3)



- ②ユーザ ID・パスワード、クライアント証明書パスワードの受領 (P 3)



- ③クライアント証明書の登録 (P 3)

2. 届出

- ④ PRTR 届出システムにログイン (P 4)



- ⑤届出書の作成 (P 5)



- ⑥届出書の送信 (P 6)

生活環境保全条例

(特定化学物質取扱量の報告)

1. 準備

- ①埼玉県電子申請・届出サービスにアクセス (P 8)



- ②メールアドレスの入力 (P 9)

2. 報告

- ③別紙の作成 (P 12)



- ④報告書の作成 (P 12)
(申請ページにアクセス)



- ⑤報告書の送信 (P 15)

※化学物質管理促進法と生活環境保全条例は、それぞれ別のシステムです。

化学物質管理促進法

①事前届出（書面）

埼玉県 事前届出 化学物質

検索

○電子情報処理組織使用届出書（書面）をダウンロードし、記入し押印したものを1部切手を貼った返信用封筒を添えて提出（郵送）します。

※電子情報処理組織使用届出書（書面）は県またはNITEホームページから入手可能です。

様式第4（第12条関係）
電子情報処理組織使用届出書
令和2年 4月 1日

届出先
〒100-0018
東京都千代田区千代田1-2-2
電子情報処理機構
代表取締役 部長 大塚
氏名 大塚 太郎
(法人にあっては名称及び代表者の氏名)

届出先
〒100-0018
東京都千代田区千代田1-2-2
電子情報処理機構
代表取締役 部長 大塚
氏名 大塚 太郎
(法人にあっては名称及び代表者の氏名)

特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行規則第12条第1項の規定に基づき、法第5条第2項に基づき届出について、下記のとおり、電子情報処理組織の使用を開始することとしたため、届出します。

記

連絡方式（いずれかに○をすること）	1.ダイヤルアップ方式 2.インターネット方式
届出に使用する通信用電話番号（インターネット方式の場合は空欄とする）	
氏名	大塚 太郎
職名	化学 係長
部署	本社 CSR推進部
電話番号	03-XXXX-XXXX
電子メールアドレス	abc@xyz-mail.co.jp
密着別番号	

(電子情報処理組織を使用して届出を行う事業所)

事業所の名称	埼玉工場
所在地	〒330-9301 埼玉県 浦和市 高砂3-15-1

備考 1 本届出書は、ダイヤルアップ方式による届出を行う場合においては届出に使用する通信用電話番号ごとに、インターネット方式による届出を行う場合には届出に使用する電子計算機ごとに作成すること。同一の届出先管内に所在する複数の事業所について届け出る場合には、次第を併用すること。
2 法人にあっては、電子情報処理組織を使用した届出の担当部署並びに氏名及び連絡先を記載すること。
3 空欄には、記載しないこと。
4 届出書の大きさは、日本工業規格A4とする。こと。
5 氏名（法人にあってはその代表者の氏名）を記載し、押印することによって、本人（法人にあってはその代表者）が署名することができる。

提出先：〒330-9301

埼玉県さいたま市浦和区高砂 3-15-1

大気環境課 化学物質担当

※さいたま市・川越市・川口市・所沢市・越谷市にある事業所は市長宛です。提出先も市役所になります。（パンフレット裏面を御参照ください。）

同一の提出先の管轄内に複数の事業所がある場合は、別紙様式に事業所情報を記入し、一括して事前届出してください。



②ユーザID・パスワード等の受領

ユーザID、パスワード、クライアント証明書パスワードが書かれた「電子情報処理組織使用届出書登録情報」が、①の事前届出提出先から郵送されます（提出から概ね2週間後）。

③クライアント証明書*の登録

NITE（独立行政法人 製品評価技術基盤機構）からクライアント証明書ダウンロード先の案内が電子メールで届きます。

「クライアント証明書登録マニュアル (https://www.nite.go.jp/data/000008608.pdf)」に従って、届出で使用するパソコンに、クライアント証明書を登録してください。

お願い

- ①電子届出をする**2週間前**には事前届出を提出してください。
- ②届出で使用するパソコンを変更する場合は、再度クライアント証明書を登録する必要があります。クライアント証明書を保存した外部媒体と「電子情報処理組織使用届出書登録情報」はセットで保管してください。

こうなればOK（クライアント証明書登録確認方法）

1. 探を起動し、メニューバー[ツール] (または アイコン) の[インターネットオプション]を選択します。
2. 【コンテンツ】タブをクリックして表示内容を切り替え、【証明書】ボタンをクリックします。
3. 【個人】タブを選択します。

クライアント証明書が登録済の場合は以下のように表示されます。
+発行先[A#xxxxxxxxxxxx]
(#は任意の文字)

発行先: AF0000000000000000

赤枠内にクライアント証明書が表示されない場合は、証明書が未登録です。

※クライアント証明書とは、不特定多数の者が接続を行うインターネットにおいて接続者を特定するため、届出用パソコンのインターネットブラウザにインポートするファイルのことです。これにより、第三者の悪意のある成りすましや情報の漏洩を防ぎます。

④ PRTR 届出システムにログイン

PRTR 電子

検索

- 「PRTR 届出システム」にアクセスし、ログインをクリックします。
<https://www.nite.go.jp/chem/prtr/dtp.html>
 ※「証明書の選択」画面が表示された場合、「AP」から始まる証明書を選択してください。



- ログイン画面に埼玉県から郵送されたユーザID、パスワードを入力し、「実行」ボタンをクリックします。
 ※パスワード変更画面が表示されるので、必ず変更してください。（半角英数字 8 ~ 16 文字）
 （変更したパスワードは、記録・保管してください。）



ユーザID、
パスワード入力

- 排出量等届出管理画面が開きます。
- 「1-1 排出量等届出」ボタンをクリックします。
 ※ログインできなくなったときは、P7を参考にしてください。



⑤届出書の作成

- 登録されている事業所の一覧が表示されます。
- 届出を行う事業所の「届出作成」ボタンをクリックします。

(注) ブラウザーの「戻る」ボタンは使用できません。

(注) システムは 15 分でタイムアウトしますので御注意ください。

- 届出書の内容を入力します。
(事業所名等は電子情報処理組織使用届出書の内容が反映されています。)

上部は本紙、下部は別紙の内容を入力するようになっています。

下へスクロール



複数の物質を届け出る場合、「別紙追加」ボタンをクリックしてください。

クリック
(まだ届出されません。)

⑥届出書の送信

- 内容を確認し、間違いがなければ「届出」ボタンをクリックします。
(届出書が送信されます。)

ログインユーザ: 埼玉 彩輝 画面サイズ: 800 1024 1280
 前回ログイン日時: 前回ログイン情報なし ヘルプ ログアウト
 届出システム 現在日付: 2020年04月14日 文字サイズ: 小 中 大

TOP > 事業所一覧 > 本紙入力 > 内容確認
 【HTD00005: 排出量等届出(内容確認)】

- 内容を確認し、よろしければ「届出」ボタンをクリックしてください。「入力画面に戻る」ボタンをクリックすれば、修正は可能です。
- この画面ではまだ届出は完了していません。

届出 入力画面に戻る

様式第1(第5条関係)第一種指定化学物質の排出量及び移動量の届出書

届出日	2020年04月14日
届出先	経済産業大臣 殿
届出先	埼玉県知事 殿

- 届出完了画面が表示されます。
- 「一覧へ」ボタンをクリックします。

ログインユーザ: 埼玉 彩輝 画面サイズ: 800 1024 1280
 前回ログイン日時: 前回ログイン情報なし ヘルプ ログアウト
 届出システム 現在日付: 2020年04月14日 文字サイズ: 小 中 大

TOP > 事業所一覧 > 本紙入力 > 内容確認 > 完了
 【HTD00006: 排出量等届出(完了)】

- 「一覧へ」ボタンをクリックすると、届出一覧画面となります。

一覧へ

2020年04月14日
埼玉県知事

埼玉化学株式会社 御中
 2020年04月14日 付で提出されました 埼玉工場 に係る届出につきましては、次の整理番号にて受け付けました。

整理番号	事業所名	届出先
E2011005-00001-00	埼玉工場	埼玉県知事

一覧へ

- ログアウトして届出作業は終了です。
※届出内容について PRTR 届出システムで照会することがあります。

ログインユーザ: 埼玉 彩輝 画面サイズ: 800 1024 1280
 前回ログイン日時: 前回ログイン情報なし ヘルプ ログアウト
 届出システム 現在日付: 2020年04月14日 文字サイズ: 小 中 大

TOP > 事業所一覧
 【HTD30001: 排出量等届出処理(事業所一覧)】

- 年度別排出量等届出の一覧を表示しています。
- 都道府県等から照会があった場合は「照会確認」ボタンが表示されます。これをクリックし、処理をしてください。

排出量等届出に係る処理

届出年度	2019	年	届出先	全て
処理状況	全て		届出種別	全て
お知らせ状態	全て		届出対象外の理由	全て

表示色説明
 照会あり

取得総件数 1件 表示件数 1件目 ~ 1件目

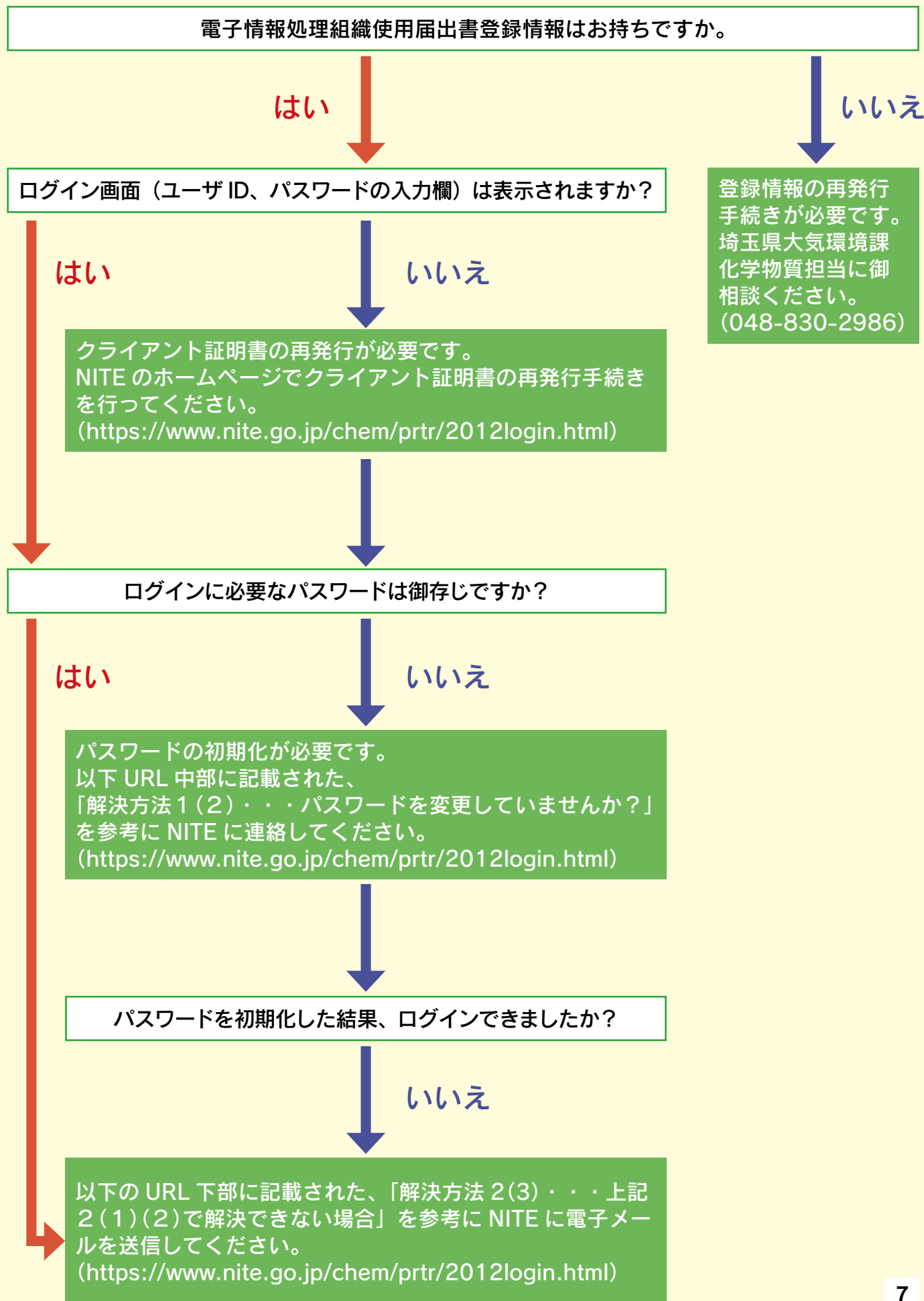
事業所名	届出先	整理番号	届出種別	照会日	受理日	照会訂正	各排出量等届出作成
埼玉工場	埼玉県知事 経済産業大臣	E2011005-00001-00	届出				届出作成 照会作成 数下げ作成

取得総件数 1件 表示件数 1件目 ~ 1件目

表示色説明
 照会あり

届出が完了すると、
整理番号が表示され
ます。

PRTR 届出システムにログインできなくなったときは・・・



生活環境保全条例

埼玉県 化学物質 電子申請

検索

①埼玉県電子申請・届出サービスにアクセス

○埼玉県HP「特定化学物質取扱量報告書（電子申請）」にアクセス

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0504/joreikagaku/hokoku-denshi.html>

Myナビ彩の国

開く

特定化学物質取扱量報告書（電子申請）

電子申請・届出サービスのリニューアルについて

平成29年11月1日に電子申請・届出サービスがリニューアルしました。旧サービスの利用者登録情報（ID、パスワード）は利用できませんので、ご注意ください。

電子申請について

「電子申請・届出サービス」を利用して、特定化学物質取扱量報告書等を提出することができます。

■ 県所管の事業所

県所管の事業所が対象の電子申請です。提出先の環境管理事務所を確認し、「電子申請・届出サービスへのリンク」から申請画面を開いてください。

※市所管（さいたま市、川越市、川口市、所沢市、越谷市）の事業所が申請した場合、取下げの手続きが必要となりますので、ご注意ください。

提出先	事業所が所在する市町村	電子申請・届出サービスへのリンク
中央環境管理事務所	鴻巣市・上尾市・茨市・戸田市 桶川市・北本市・伊奈町	特定化学物質取扱量報告書 <small>（「埼玉県電子申請・届出サービス」が新しい画面で開きます）</small> <small>※ 特定化学物質取扱量報告書の電子申請手順（PDF：1,367KB）</small>
西部環境管理事務所	飯能市・狭山市・入間市・朝霞市 志木市・和光市・新座市・富士見市 日高市・ふじみ野市・三芳町	
東松山環境管理事務所	東松山市・坂戸市・鶴ヶ島市 毛呂山町・越生町・滑川町・嵐山町 小川町・川島町・吉見町・鳩山町 ときがわ町・東秩父村	特定化学物質取扱量変更報告書 <small>（「埼玉県電子申請・届出サービス」が新しい画面で開きます）</small>
秩父環境管理事務所	秩父市・横瀬町・皆野町・長瀬町 小鹿野町	特定化学物質取扱量報告書取下げ願い <small>（「埼玉県電子申請・届出サービス」が新しい画面で開きます）</small>
北部環境管理事務所	龍谷市・本庄市・深谷市・美里町 神川町・上里町・寄居町	
越谷環境管理事務所	草加市・八潮市・三郷市・吉川市 松伏町	
東部環境管理事務所	行田市・加須市・春日部市 羽生市・久喜市・蓮田市 幸手市・白岡市・宮代町・杉戸町	

提出先	事業所が所在する市	電子申請・届出サービス等へのリンク
川越市役所	川越市	川越市電子申請・届出サービス
川口市役所	川口市	川口市電子申請・届出サービス
所沢市役所	所沢市	所沢市電子申請・届出サービス
越谷市役所	越谷市	越谷市電子申請・届出サービス
さいたま市役所*	さいたま市	さいたま市ホームページ

① 提出先を確認してください。

② 電子申請・届出サービスへのリンクをクリック

②メールアドレスの入力

○「利用者登録せずに申し込む方はこちら」をクリックします。

埼玉県 電子申請・届出サービス

操作時間 [延長](#) 文字サイズ [小](#) [中](#) [大](#)

[手続き申込](#) [申込内容照会](#) [職責署名検証](#) [利用者登録](#) [ログイン](#)

[申請団体選択](#) [申請書ダウンロード](#) [ヘルプ](#)

手続き申込

利用者ログイン

手続き名	特定化学物質取極量報告書
受付時期	2020年4月1日0時00分～2020年6月30日23時59分

[利用者登録せずに申し込む方はこちら](#) [利用者登録される方はこちら](#)

既に利用者登録がお済みの方

利用者ID

パスワード

メールアドレスを変更した場合は、ログイン後、利用者情報のメールアドレスを変更ください

[パスワードを忘れた場合はこちら](#)

※利用者登録をして申請することもできます。
利用者登録をすると、以下の項目が自動で入力されるようになります。

- ・法人名
- ・代表者氏名
- ・郵便番号
- ・住所
- ・電話番号

複数の事業所の申請をする場合は、利用者登録をすると便利です。



○手続き名・説明を確認し、必要な場合は「記入要領」及び「別紙」をダウンロードします。

埼玉県 電子申請・届出サービス

操作時間 延長 文字サイズ 小 中 大

手続き申込 申込内容照会 職責署名検証 利用者登録 ログイン

申請団体選択へ 申請書ダウンロードへ ヘルプ

手続き申込

STEP 1 STEP 2 **STEP 3** STEP 4 STEP 5 STEP 6 STEP 7 STEP 8

手続き説明

この手続きは連絡が取れるメールアドレスの入力が必要です。
下記の内容を必ずお読みください。

手続き名	特定化学物質取扱量報告書
説明	埼玉県生活環境保全条例第74条第2項の規定に基づく特定化学物質取扱量報告書です。提出の際は、前年度に使用した別紙ファイルではなく、ダウンロードファイル欄の別紙ファイルを御利用ください。 報告書の宛名は、事業所所在地を所管する環境管理事務所を選択してください。 さいたま市、川崎市、川口市、所沢市、越谷市に事業所が所在する場合は、この手続きからは申請できません。以下のリンク先で申請先の市を選択してください。 https://s-kantan.jp/toppage-saitama-t/top/municipalitySelection_initDisplay.action
受付時期	2020年4月1日0時00分～2020年6月30日23時59分

問い合わせ先	
電話番号	
FAX番号	
メールアドレス	

ダウンロードファイル1 [記入要領.pdf](#)

ダウンロードファイル2 [別紙.xlsx](#)

※添付ファイルは一度パソコンに保存してから開くようにしてください。

<利用規約>

埼玉県電子自治体推進会議電子申請専門部会電子申請・届出サービス利用規約

1 目的

この規約は、埼玉県市町村電子申請共同システム(電子申請・届出サービス)(以下「本システム」といいます。)を利用して埼玉県及び埼玉県内の市町村(以下「構成団体」といいます。)に対し、インターネットを通じて申請・届出等の手続を行うために必要な事項を定めるものです。

「同意する」ボタンをクリックすることにより、この説明に同意いただけたものとみなします。
登録した情報は当サービス内でのみ利用するものであり、他への転用・開示は一切行いません。

上記をご理解いただけましたら、同意して進んでください。

受付時期は2020年4月1日0時00分～2020年6月30日23時59分です。
「申込む」ボタンを押す時、上記の時間をすぎていると申込ができません。

「特定化学物質取扱量報告書」であることを確認します。

必要な書類をダウンロードします。
・記入要領(各項目の記入方法)
・別紙(取扱量等を記入して、届出に添付します。入力方法はP12を参考にしてください。)

○連絡先メールアドレスを入力し、「完了する」ボタンをクリックします。

手続き申込

メールアドレス入力

STEP 1 手続き検索 > STEP 2 手続き一覧 > STEP 3 手続き内容 > **STEP 4 メールアドレス入力** > STEP 5 確認メール送信完了 > STEP 6 申込 > STEP 7 申込確認 > STEP 8 申込完了

特定化学物質取扱量報告書

連絡がとれるメールアドレスを入力してください。
入力が完了いたしましたら、アドレスに申込画面のURLを記載したメールを送信します。
URLにアクセスし、残りの情報を入力して登録を完了させてください。
また、迷惑メール対策等を行っている場合には、「pref-saitama@saas-kantan.com」からのメール受信が可能な設定に変更してください。
上記の対策を行っても、申込画面のURLを記載したメールが返信されて来ない場合には、別のメールアドレスを使用して申込を行ってください。
なお、送信元のメールアドレスに返信しても問い合わせには対応できません。
最後に、携帯電話のメールでは、初期設定でURLリンク付きメールを拒否する設定がされている場合がございますので、その場合も同様にメール受信が可能な設定に変更してください。

※印があるものは必須です。

連絡先メールアドレス※

連絡先メールアドレス (確認用)※

説明へ戻る **完了する**

メールアドレスを入力します。

○入力したメールアドレスに、申請ページのアドレスが記載されたメールが送信されます。

手続き申込

STEP 1 手続き検索 > STEP 2 手続き一覧 > STEP 3 手続き内容 > STEP 4 メールアドレス入力 > **STEP 5 確認メール送信完了** > STEP 6 申込 > STEP 7 申込確認 > STEP 8 申込完了

メール送信完了

特定化学物質取扱量報告書

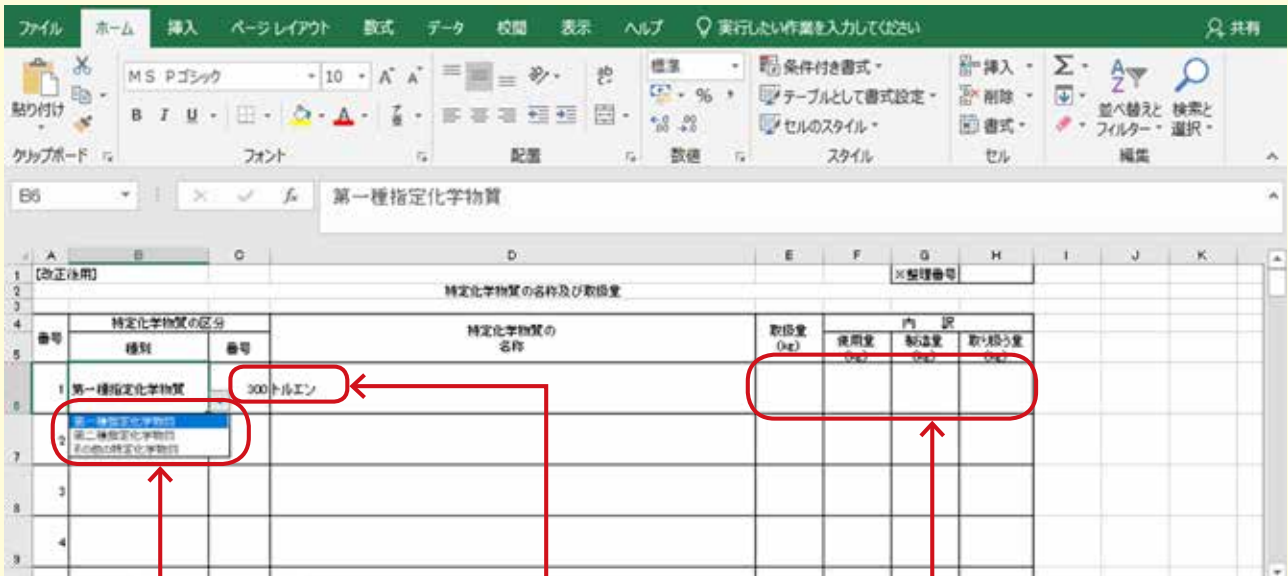
メールを送信しました。
受信したメールに記載されているURLにアクセスして、残りの情報を入力してください。
申込画面に進めるのはメールを送信してから24時間以内です。
この時間を過ぎた場合はメールアドレスの入力からやり直してください。

一覧へ戻る

③別紙の作成

○別紙を作成し、デスクトップ等に保存します。

(注)「埼玉県 電子申請・届出サービス」の画面は閉じないでください。



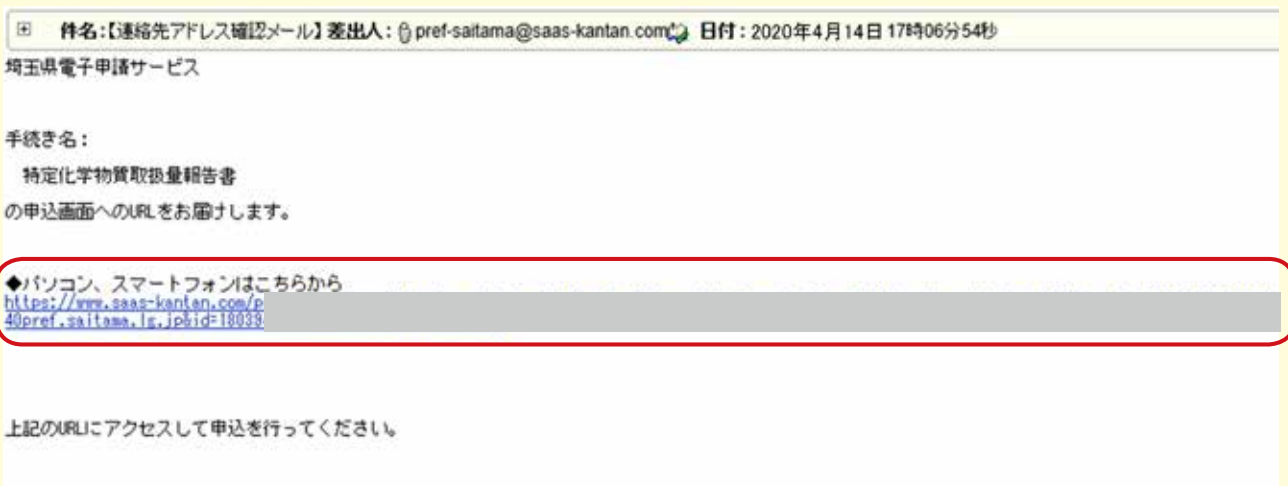
1 プルダウンで物質の種類を選択します。

2 番号を入力すると物質名が自動的に表示されます。

3 取扱量及び内訳を有効数字2桁で入力します。

④報告書の作成

○②で入力したメールアドレスに送信されたメールに記載のURLをクリックします。



○報告書(本紙)入力画面が開きます。

手続き申込

STEP 1 申請書検索 STEP 2 申請書一覧 STEP 3 申請書内容 STEP 4 メールアドレス入力 STEP 5 確認メール送信完了 STEP 6 **申請** STEP 7 申込確認 STEP 8 申込完了

申込

特定化学物質取扱量報告書

問い合わせ先
電話番号
FAX番号
メールアドレス

※印があるものは必須です。
▲印は選択肢の結果によって入力条件が変わります。

(宛先) **中央環境管理事務所長** 申請日 令和2年4月14日
申請者の氏名または法人名を入力してください

申請者 氏: 名:
 法人名: **埼玉株式会社**

報告者 住所 〒 入力例) 330-0000(〒3300000)と入力
3620014 住所検索
埼玉県上尾市本町〇-〇〇-〇

氏名又は名称 埼玉株式会社
法人にあっては (役員名) 代表取締役
(代表者氏名) 氏: 埼玉 名: 次郎
電話番号 入力例) 012-345-6789 または 0123456789と入力
048-830-2986

埼玉県生活環境保全条例第74条第2項の規定により、特定化学物質の取扱量について、次のとおり報告します。

事業所	事業者の名称	埼玉株式会社
	前回の報告における名称	
	事業所の名称	XX工場
	前回の報告における名称	
所在地	〒 入力例) 330-0000(〒3300000)と入力 3620014 住所検索 埼玉県上尾市本町〇-〇〇-〇	
事業者が常時使用する従業員の数(全社)	85	
事業所において常時使用される従業員の数	12	
業種コード・業種名		
事業所において行われる事業が属する業種	うち主たるもの	2000 化学工業 (選択してください) (選択してください) (選択してください)
前年度の特定化学物質の取扱量		別紙のとおり
この報告が埼玉県生活環境保全条例施行規則第58条1項の請求に係るものであることの有無(該当する方を選択すること)		<input checked="" type="radio"/> 有 <input type="radio"/> 無 選択解除
連絡先	担当部署	総務担当
	担当者氏名	氏: 埼玉 名: 花子
	電話番号	入力例) 012-345-6789(0123456789)と入力 0488302986 内線
	E-MAILアドレス	XXXXX@OOOOO.lg.jp
別紙添付ファイル	参照... 削除	
受理年月日	年 月 日	整理番号

備考 1. 報告書は、事業所ごとに作成すること。
2. 「前回の報告における名称」の欄には、変更された場合に記載すること。
3. 「事業者が常時使用する従業員の数(全社)」及び「事業所において常時使用される従業員の数」の欄には、前年4月1日現在(前年度中に事業を開始した事業者においては、事業を開始した日)における人数を記載すること。
4. 「事業所において行われる事業が属する業種」の欄には、当該事業所における主たる事業が属する業種を最上欄に記載し、2以上の業種に属する事業を行う事業所においては、次欄以降にその他の業種を記載すること。また、「業種コード」の欄には、業種に対応する日本標準業種分類における分類番号を記載すること。

この報告書には、別紙「特定化学物質の名称及び取引量」(Excel形式ファイル)の添付が必要です。添付をお忘れにならないようにご注意ください。

確認へ進む

※入力中の申込データをパソコンに一時保存します。 ※一時保存した申込データを再度読み込みます。

申込データの一時保存 一時保存した申込データの読み込み

【宛先】
提出する環境管理事務所を選択します。

【申請者】
事業者名を記載します。
例) ○○株式会社
※電子申請で提出する場合のみ必要な項目です。

化学物質の分類名による公表の請求がない場合は、「無」を選択します。

【別紙添付ファイル】
「参照」をクリックして③で作成し、パソコンに保存した別紙を添付します。

全て入力後、クリック

○入力した内容を確認します。

申込確認

特定化学物質取扱い報告書

特定化学物質取扱い報告書

(宛先) 申請日 令和5年4月14日
 中央環境管理事務所長 申請者 埼玉株式会社

報告者 住所 〒 3620014
 埼玉県上尾市本町〇-〇〇-〇
 氏名又は名称 埼玉株式会社
 法人にあっては
 その代表者氏名 (役職名) 代表取締役
 (代表者氏名) 埼玉 次郎
 電話番号 048-830-1988

埼玉県生活環境保全条例第74条第2項の規定により、特定化学物質の取扱いについて、次のとおり報告します。

事業所	事業者の名称	埼玉株式会社		
	前回の報告における名称			
	事業所の名称	X X工場		
	前回の報告における名称			
	所在地	〒 362-0014 埼玉県上尾市本町〇-〇〇-〇		
事業者が常時使用する従業員の数(全社)		85		
事業所において常時使用される従業員の数		12		
業種コード・業種名				
事業所において行われる事業が属する業種	うち主たるもの	2000 化学工業		
		(選択してください)		
		(選択してください)		
		(選択してください)		
前年度の特定化学物質の取扱い量				別紙のとおり
この報告が埼玉県生活環境保全条例施行規則第58条1項の請求に係るものであることの有無(該当する方を選択すること)				無
連絡先	担当部署	総務担当		
	担当者氏名	埼玉 花子		
	電話番号	0488301988	内線	
	E-MAILアドレス	IIXIXI@OXXXX.lg.jp		
別紙添付ファイル	別紙.xlsx			
受理年月日	年 月 日	整理番号		

備考 1 報告書は、事業所ごとに作成すること。
 2 「前回の報告における名称」の欄には、変更された場合に記載すること。
 3 「事業者が常時使用する従業員の数(全社)」及び「事業所において常時使用される従業員の数」の欄には、前年4月1日現在(前年度中に事業を開始した事業者においては、事業を開始した日)における人数を記載すること。
 4 「事業所において行われる事業が属する業種」の欄には、当該事業所における主たる事業が属する業種を最上欄に記載し、2以上の業種に属する事業を行う事業所においては、次欄以降にその他の業種を記載すること。また、「業種コード」の欄には、業種に対応する日本標準産業分類における分類番号を記載すること。

この報告書には、別紙「特定化学物質の名称及び取扱い量」(Excel形式ファイル)の添付が必要です。添付をお忘れにならないようご注意ください。

※PDFファイルは一度パソコンに保存してから開くようにしてください。



「申込み」をクリックすると申請が完了します。

申請内容を保存したい場合は、クリックして開いたファイルを保存します。

⑤報告書の送信

○報告書を送信します。

手続き申込

手続き検索 STEP 1 > 手続き一覧 STEP 2 > 手続き内容 STEP 3 > メールアドレス入力 STEP 4 > 確認メール送信完了 STEP 5 > 申込 STEP 6 > 申込確認 STEP 7 > **申込完了 STEP 8**

申込完了

手続き名: 特定化学物質取扱量報告書

内容に関する問合せは、提出先の環境管理事務所へお願いいたします。

中央環境管理事務所	048-822-5199
西部環境管理事務所	049-244-1250
東松山環境管理事務所	0493-23-4050
秩父環境管理事務所	0494-23-1511
北部環境管理事務所	048-523-2800
東部環境管理事務所	0480-34-4011
越谷環境管理事務所	048-966-2311

下記の整理番号とパスワードを記載したメールを送信しました。

メールアドレスが誤っていたり、フィルタ等を設定されている場合、メールが届かない可能性があります。

整理番号	<input type="text"/>
パスワード	<input type="text"/>

整理番号とパスワードは、今後申込状況を確認する際に必要となる大切な番号です。特にパスワードは他人に知られないように保管してください。

なお、内容に不備がある場合は別途メール、または、お電話にてご連絡を差し上げる事があります。

[一覧へ戻る](#) [PDFファイルを出力する](#)

※PDFファイルは一度パソコンに保存してから開くようにしてください。

○到達確認のメールが届きます。

件名:【申込完了通知メール】 差出人: pref-saitama@saas-kantan.com 日付: 2020年 4月14日 16時48分57秒

埼玉県電子申請サービス

手続き名:
特定化学物質取扱量報告書

の申込を受けました。

整理番号とパスワードをお届けします。

整理番号:

パスワード:

上記の整理番号とパスワードを必ず控えてください。
申込内容照会の際により必要となります。
どちらも半角英数字で、大文字、小文字は区別されます。
他人に知られないよう大切に保管してください。

報告内容について
お問い合わせする
ことがあります。

○化学物質管理促進法・条例の届出・報告に関する問い合わせは

※事業所がある市町村により窓口が変わります。

	窓 口	所在地	所管する市町村
埼玉県環境管理事務所	中央環境管理事務所 (大気水質担当)	☎ 048-822-5199 〒330-0074 さいたま市 浦和区北浦和 5-6-5 (浦和合同庁舎 3階)	鴻巣市、上尾市、蕨市、 戸田市、桶川市、北本市、伊奈町
	西部環境管理事務所 (大気水質担当)	☎ 049-244-1250 〒350-1124 川越市新宿町 1-17-17 (ウエスタ川越 公共施設棟 4階)	飯能市、狭山市、入間市、 朝霞市、志木市、和光市、 新座市、富士見市、日高市、 ふじみ野市、三芳町
	東松山環境管理事務所 (大気水質担当)	☎ 0493-23-4050 〒355-0024 東松山市六軒町 5-1 (東松山地方庁舎 2階)	東松山市、坂戸市、鶴ヶ島市、 毛呂山町、越生町、滑川町、 嵐山町、小川町、川島町、 吉見町、鳩山町、ときがわ町、 東秩父村
	秩父環境管理事務所 (生活環境担当)	☎ 0494-23-1511 〒368-0042 秩父市東町 29-20 (秩父地方庁舎 2階)	秩父市、横瀬町、皆野町、 長瀬町、小鹿野町
	北部環境管理事務所 (大気水質担当)	☎ 048-523-2800 〒360-0031 熊谷市末広 3-9-1 (熊谷地方庁舎 3階)	熊谷市、本庄市、深谷市、 美里町、神川町、上里町、寄居町
	越谷環境管理事務所 (大気水質担当)	☎ 048-966-2311 〒343-0813 越谷市越ヶ谷 4-2-82 (越谷合同庁舎 3階)	草加市、八潮町、三郷市、 吉川市、松伏町
	東部環境管理事務所 (大気水質担当)	☎ 0480-34-4011 〒345-0025 杉戸町清地 5-4-10	行田市、加須市、春日部市、羽生市、 久喜市、蓮田市、幸手市、白岡市、 宮代町、杉戸町
市役所	川越市環境対策課 (大気・土壌担当)	☎ 049-224-5894 〒350-8601 川越市元町 1-3-1	川越市
	川口市環境保全課 (大気係)	☎ 048-228-5389 〒332-0001 川口市朝日 4-21-33 (リサイクルプラザ 4階)	川口市
	所沢市環境対策課 (青空・化学物質グループ)	☎ 04-2998-9230 〒359-8501 所沢市並木 1-1-1	所沢市
	越谷市環境政策課	☎ 048-963-9186 〒343-8501 越谷市越ヶ谷 4-2-1	越谷市
	さいたま市環境対策課 (大気交通係) (※さいたま市生活環境の保全 に関する条例に基づく報告)	☎ 048-829-1330 〒330-9588 さいたま市 浦和区常盤 6-4-4	さいたま市

○化学物質管理促進法・条例に関する問い合わせ先
埼玉県環境部大気環境課 (化学物質担当)
〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂 3-15-1
☎ 048-830-2986 (直通) FAX 048-830-4772
E-mail a3050-08@pref.saitama.lg.jp

○化学物質管理促進法P R T R制度電子届出の方法 (操作)
に関する問い合わせ先
独立行政法人 製品評価技術基盤機構 (N I T E)
化学物質管理センター リスク管理課 PRTR システムサポート
☎ 03-5465-1683 (直通) E-mail info_prtr@nite.go.jp



この印刷物は、再生紙と植物油を使用しています。

令和2年3月発行